

令和4年度

部活動年間指導計画

宇都宮市立宮の原中学校

令和4年度宮の原中学校部活動年間指導計画

1 部活動の基本的な考え

部活動とは、学校教育の一環として位置付けられた教育課程外の学校教育活動であり、校長が認めた指導者（部活動顧問）のもと、主に放課後や休日等に行われる活動であり、スポーツや文化、科学等に興味・関心をもつ同好の生徒が自主的に参加するものであり、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものである。

2 部活動のねらい

- ア 生涯を通して実践できるスポーツ・文化活動に関する知識や技能の習得を図り、生涯学習の基礎を培う。
- イ 友達や、異学年の生徒・顧問との関わりを通じて、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身に付ける。
- ウ 自主的・自発的にスポーツ・文化活動に取り組み、自己の目標に向かって努力することにより、強い精神力や忍耐力を身に付ける。

3 活動時間について

月	終了時間	完全下校時間	月	終了時間	完全下校時間	月	終了時間	完全下校時間
4	18:00	18:15	8	18:15	18:30	12	17:00	17:15
5	18:00	18:15	9	18:00	18:15	1	17:00	17:15
6	18:15	18:30	10	17:30	17:45	2	17:15	17:30
7	18:15	18:30	11	17:15	17:30	3	17:30	17:45

4 休養日について

- ア 学期中においては、年間を通して水曜日は休養日とする。
※木曜日に大会がある場合は特別に許可する。
- イ 学期中においては、原則として土曜日および日曜日のどちらかを休養日とする。
※土日に大会等がある場合は、原則として月曜日を休養日とする。
- ウ 長期休業中の部活動については、定期的に休養日を設定するとともに、生徒の健康状態を十分に考慮し、オフシーズンを設定するなど、活動過多にならないように配慮する。また、学校休業日には部活動は行わない。
- エ 祝日等を含めた連休中の部活動については、原則として長期休業中と同様とする。

5 朝練習について

- ア 朝練習については、季節や天候、学校行事や生徒の健康状態を考慮して行う。
- イ 朝練習の活動時間は、原則として午前7時から7時50分までとする。
- ウ 日曜日や連休最終日に練習や大会等がある場合は、原則として次の日の朝練習は行わない。
- エ 午後の活動時間が長い時期の朝練習については、生徒の健康状態を十分に考慮する。

6 延長・特別許可の廃止(令和4年度から)

・昨年度まで申請により認めていた部活動延長と特別部活動許可願(3年生のみ)を廃止する。令和5年度より段階的な地域移行を進める中で、各顧問の判断が基準となり、令和5年度以降の継続が難しいと考えられる。

ア 10月から3月の間で大会がある場合は、1週間前の平日(水曜日を除く)に限り、最大30分間の活動延長を申請できる。

イ 必要書類として、部活動延長願、参加生徒一覧、大会要項を部活動担当に大会の2週間前までに提出し、学校長が承認する。

ウ 活動延長については、参加する生徒の保護者に了承を得ること。

エ 活動時においては、必ず顧問の管理下で活動する。

オ スポーツ特待・部活動推薦で進路決定に際し、今後も部活動を継続するため下記の約束事項を守り、部活動に参加することを認める。

○各部の顧問の承諾を得ていること

○服装・ルール・時間は各部の1・2年生の活動と同様に行えること

○放課後練習のみとする

7 緊急時の対応について

ア 児童生徒の安全◇観察の部位…事故部位の出血、痛みの訴え、顔色等

・安全確保と応急手当・危険物等がある場合は事故発生場所から移動させる。

*頭部のけがの場合には病院での診察を受けさせることが望ましい。

*熱中症の対応については、下記、熱中症の予防について(厚生労働省)に準じる。

イ 管理者及び他の◇他の教職員等への連絡…部活動担当、学年主任、担任、養護教諭等

・教職員への連絡・状況により管理者に口頭で報告し、現場への急行を依頼する。

・管理者は状況を判断し、その後の対応を指示する。

ウ 他の児童生徒の◇被害の拡大のおそれがある場合

・安全確保・他の児童生徒を教室などの別の場所に移動させる。

・緊急対応が済むまでの具体的な児童生徒の行動を指示する。

・事故の要因となった児童生徒の人権に配慮する。

エ 関係機関等への◇救急車の要請

・意識喪失、ショック症状、けいれん、激痛等の状態が持続する場合等

*到着後は授業の指導者等が同乗して事故発生時の状況を説明する。

(氏名、生年月日、住所等が分かる名簿などの資料を携行する)

・状況により消防署・警察等の関係機関にも連絡する。

◇生命にかかわる事故等

・管理者は教育委員会にも電話で現段階の状況を説明する。

オ 保護者への連絡◇状況に応じた対応

・けが等の状況により下記の(1)~(3)を例に対応する。

(1)下校時に担任が同伴し、保護者に経緯等を説明する。

(2)保護者に迎えに来てもらい、病院での診察を依頼する。

(3)学校から児童生徒をタクシー等で病院に運ぶとともに、保護者にも病院に直行してもらい、病院で状況を説明する。

カ 事故発生時の状況確認

- ・事故発生当時、周囲にいた児童生徒等から確認する。
- ・児童生徒を不安にさせないような助言を行う。

キ 教職員への情報提供と臨時の職員会議の開催

- ・被害児童生徒の状況、事故発生の際の経緯と対応の流れ等を説明する。
- ・事故の再発防止に向けた方策の検討とその結果の共通理解を図る。
- ・対応上の問題点や改善点を検討する。

ク 再発防止のため◇全校集会・学年集会等での指導

- ・事故発生時の原因等の説明
 - ・事故防止に向けた指導
- * 関係児童生徒への配慮を忘れないこと。

8 その他

※感染症に関する取り組み

部活動を実施するにあたっては対外試合も含めて、政府や栃木県ならびに宇都宮市の通達『新型コロナウイルス感染症への対応について』に従い、宮の原中学校としての取り組みを随時周知し徹底する。

関連リンク

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン	スポーツ庁
文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン	文化庁
栃木県運動部活動の在り方に関する方針	栃木県教育委員会
宇都宮市部活動方針概要版	宇都宮市教育委員会
学校危機管理マニュアルの手引き	栃木県教育委員会 学校安全課
熱中症の予防について	厚生労働省